

「社会福祉施設防災の日」実施要領

1 目 的

11月1日を「社会福祉施設防災の日」とし、県下一斉に防災訓練を実施することにより防災技能の向上及び施設職員、利用者の防災意識の高揚を図り、施設における防災対策及び施設と関係機関との連携の確立に資するものである。

2 訓練実施日

原則11月1日（11月1日の前後1ヶ月程度の期間を目安に実施するものとする。）

3 実施主体及び対象施設

(1) 実施主体 社会福祉施設等、近隣市町、県福祉指導課、指定都市

(2) 対象施設

別表のとおり。

ただし、通所施設及び利用施設は、施設の状況により適宜参加するものとする。

4 関係機関等の協力・立会い

防災訓練の実施にあたっては、施設の実情および訓練内容に応じ、消防署、地域住民（自主防）、近隣市町、ボランティア等の協力又は立ち合いを求めるものとする。ただし、施設単独で実施することも差し支えない。

5 実施方法及び実施内容

各施設において毎月実施している避難訓練等を基に、別紙1に示した訓練内容を参考にして、施設の実情、地域性に応じた防災訓練を行うものとする。

6 訓練実施計画書の作成

防災訓練を行う施設においては、別紙1を参考に各施設の実情に合った訓練実施計画書を作成し、職員等への周知を図るものとする。

7 訓練実施後の考察

防災訓練実施後、各々の施設の訓練の実施状況、実施上の問題点、改善方法、各施設で策定している業務継続計画の内容改善等を検討し、今後の施設の防災対策に活かしていくものとする。（参加者間での意見交換等）

8 訓練実施結果の報告

施設は訓練実施後、おおむね1週間以内に訓練結果（別紙2の内容）を、県福祉指導課又は指定都市に報告するものとする。

9 その他

訓練の実施にあたっては、参加者のけが等に十分注意するとともに万一に備え、嘱託医等の協力を求めるものとする。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日より施行する。

附 則
この要領は、平成 11 年 4 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 16 年 9 月 1 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 17 年 6 月 10 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 18 年 6 月 5 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 19 年 7 月 27 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 21 年 6 月 17 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 24 年 6 月 19 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 25 年 8 月 5 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 26 年 4 月 22 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 27 年 4 月 23 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 28 年 4 月 11 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 30 年 3 月 15 日より施行する。

附 則
この要領は、平成 31 年 4 月 15 日より施行する。

附 則
この要領は、令和 4 年 6 月 9 日より施行する。

附 則
この要領は、令和 5 年 7 月 3 日より施行する。

附 則
この要領は、令和 6 年 10 月 17 日より施行する。

別表

「社会福祉施設防災の日」訓練実施対象施設

施設種別

<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 障害児入所施設 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 保育所型認定こども園 ・ 認可外保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 老人短期入所施設 ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム ・ 通所リハビリテーション (医療みなしを除く) ・ 老人デイサービスセンター ・ 認知症対応型共同生活介護事業 (グループホーム) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス事業等の用に供する施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、短期入所、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業） ・ 障害者支援施設 ・ 地域活動支援センター ・ 福祉ホーム ・ 女性自立支援施設 ・ 無料低額宿泊所
---	---	---